

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 長寿社会課

法令名	社会福祉法	法令番号	昭和26年法律第45号	
手続名	社会福祉事業経営者の制限等	根拠条項	第72条第3項	
処分基準	<p>届出又は許可を受けずして第一種社会福祉事業又は第二種社会福祉事業を営業者に対して、社会福祉事業を営業者することを制限し、又はその停止を命ずることができるのは、社会福祉法第72条第3項に規定する次の事由による。</p> <p>1 当該経営者が、その事業に関し不当に営利を図ったとき。</p> <p>2 福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当の行為をしたとき。</p>			
	対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関 長寿社会課	交付機関 長寿社会課